

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日にA会社（以下「会社」という。）に採用され、B、C及びDの各支店において旅行関連業務に従事した後、平成〇年〇月にE会社にF事業所長として出向し、平成〇年〇月からは会社Gに出向し業務部グループマネージャーとして勤務した。

その後、被災者は、平成〇年〇月〇日に同社H支店に異動となり輸入混載課に配属され、貨物の入出庫時におけるダメージチェックや貨物仕分け作業の補助業務等に従事していたが、持病であるC型慢性肝炎の治療のため同年〇月〇日からI病院において入院治療を受けていたところ、不眠、不安、抑うつ状態が出現したとして、同年〇月〇日に同病院神経科に受診し「抑うつ状態」と診断された。

請求人によると、被災者は自宅療養、自宅待機を経て、平成〇年〇月〇日に復職し、同年〇月〇日からJ支店に異動し旅行関係業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日に自宅において縊死しているところを発見された。死体検案書には、死亡日時「平成〇年〇月〇日午後〇時頃推定」、直接死因「縊死」と記載されている。

請求人は、被災者は、会社からの退職勧奨、転勤時の降格及び減給、加えて上司からの厳しい言葉などによりうつ病になり自死したとして、監督署長に遺族補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者に発病した精神障害及び死亡は業

務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者に発病した精神障害及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「被災者は、不眠、食欲低下、集中力の低下、不安等の症状を訴え、I病院に入院後の平成〇年〇月〇日に治療を開始されていることなどから、ICD-10診断ガイドラインに照らして、平成〇年〇月上旬頃、うつ病エピソード（F32）（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。」と述べている。当審査会としては、K医師の平成〇年〇月〇日付け意見書、I病院神経科の診療録等の記載内容からみて、専門部会の医学的見解は妥当であるものと判断する。
- (2) 精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考え、以下、認定基準に基づいて、被災者に発病

した本件疾病の業務起因性について検討する。

- (3) 被災者は平成〇年〇月上旬頃に本件疾病を発病し、約2年4か月もの期間が経過した平成〇年〇月〇日に自宅において縊死したものであるが、発病直前及び発病後に認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する具体的出来事は認められない。
- (4) 被災者に起きた発病前おおむね6か月間の業務による出来事についてみると、請求人らは、被災者が平成〇年〇月〇日の転勤により役職のない身分に降格され、上司との面談において、入院治療を受けることを非難するような発言により自尊心を傷つけられた旨を主張する。同主張について、認定基準別表1の具体的出来事「転勤をした」及び「上司とのトラブルがあった」に当てはめてその心理的負荷の強度を評価すると、「転勤」については、仮に被災者が請求人に不満を述べていたとしても、通常あり得ないほどの困難を伴った不当な「転勤」とは認められないものであり、また、「上司とのトラブル」に該当するとしても、同年〇月のL次長の発言が、被災者にとっては不快感を覚えるものであったとしても、衛生管理担当の立場から出た発言であったと思料されるものであり、客観的にみてトラブルとは認められない。したがって、決定書理由第2の2の(2)のイの(エ)及び(オ)に説示されているとおり、いずれの出来事についてもその心理的負荷の総合評価は「弱」程度であり、全体評価として「強」に至るものではない。

なお、請求代理人は、被災者の発病時期は同年〇月下旬であり、同月〇日の同次長の発言も評価すべき旨を主張するが、仮に同主張を認めたとしても、同発言の趣旨において、被災者への嫌がらせの意図があったとは認められないものであり、当該出来事をもって心理的負荷を「強」と判断すべきものとは認められない。

また、請求代理人は、被災者の本件疾病は平成〇年〇月〇日には一旦安定状態となったが、同月〇日に判明したホテルの手配ミスにより同年〇月上旬頃に重症うつ病エピソードを発病したものであることから、同出来事を評価すべき旨も主張する。しかし、被災者に対しては、抗精神薬などのうつ病薬が平成〇年〇月〇日以来医師から処方されており、被災者もそれを継続して服用している事実があり、請求代理人の主張は採用できない。同出来事については、決定書理由第2の2の(2)のエに説示されているとおり、「特別な出来事」に該当

するものでもなく、業務において通常起こりうる出来事であって回復不可能なミスでもなく、ましてや会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスに当てはめ評価するものでもない。

以上、検討した結果、当審査会としては、被災者の業務による心理的負荷の全体評価は、「強」に至らないものと判断する。

なお、本判断に際しては、請求人らが提起し、結論を得た地方裁判所の判決を含め、一件記録をすべて精査し、結論に至ったものであることを付言する。

- 3 以上のとおりであるので、被災者に発病した本件疾病及び死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。